

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年 5 月13日

【会社名】 藤田観光株式会社

【英訳名】 FUJITA KANKO INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役兼社長執行役員 伊 勢 宜 弘

【本店の所在の場所】 東京都文京区関口二丁目10番 8 号

【電話番号】 東京03 (5981) 7723

【事務連絡者氏名】 取締役 企画本部管掌 野 崎 浩 之

【最寄りの連絡場所】 東京都文京区関口二丁目10番 8 号

【電話番号】 東京03 (5981) 7723

【事務連絡者氏名】 取締役 企画本部管掌 野 崎 浩 之

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)
藤田観光株式会社箱根小涌園
(神奈川県足柄下郡箱根町二ノ平1297)

1【提出理由】

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1)当該事象の発生年月日

2021年5月13日

(2)当該事象の内容

減損損失の計上について

当社グループが保有する一部の固定資産について、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、将来の回収可能価額を検討した結果、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、特別損失として計上することといたしました。

対象資産	所在地	減損損失の計上額(百万円)
寮()	大阪府大阪市	785
寮()	大阪府大東市	432
営業施設(太閤園)	大阪府大阪市	272
営業施設(その他)	-	31
合計		1,522

() 2021年3月26日付「固定資産の譲渡及び特別損失の計上に関するお知らせ」にて開示済みです

事業撤退損失引当金の計上について

営業終了が予定されている施設に関し、撤退にかかる費用を合理的に算出することが可能となったため、事業撤退損失引当金を特別損失として計上することといたしました。

名称	事業撤退損失引当金の計上額(百万円)
太閤園	575
横浜伊勢佐木町ワシントンホテル	94
(株)Share Clapping Fukuoka	80
合計	750

のれん償却費の計上について

2015年に取得した連結子会社(株)Share Clapping)の財務状態悪化を受け、将来の回復が見込まれないことからのれんの一括償却を行い、特別損失として計上することといたしました。

事業撤退損の計上について

2021年2月28日付で営業を終了した施設(シビックスカイレストラン椿山荘)に関する事業撤退損を特別損失として計上することといたしました。

(3)当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

2021年12月期第1四半期連結決算において減損損失1,522百万円、事業撤退損失引当金750百万円、のれん償却費150百万円、事業撤退損52百万円、個別決算においては減損損失1,495百万円、事業撤退損失引当金106百万円、事業撤退損52百万円を特別損失として計上いたします。